

## 河川協力団体と連携を深め河川管理の充実を図ります ～管内河川協力団体全てと意見交換会を開催～

「北陸河川協力団体合同意見交換会」は、北陸地方整備局管内で活躍いただいている河川協力団体を対象に、他団体との交流により今後の活動の活性化・促進を図るとともに、河川管理者と一層の連携・パートナーシップを深め活動の充実を図ることを目的に、平成27年度より隔年で開催しており、今年で4回目となります。

今年はWEB開催で、管内の河川協力団体の20団体全ての代表者にご参加をいただく予定となっており、それぞれの団体の活動報告と、活動上の課題などに関して意見交換を行います。

(1) 開催日時 : 令和3年12月8日 (水) 13:30 ~ 16:00

(2) 開催場所 : 新潟県美咲合同庁舎1号館 6階 河川情報管理室

河川協力団体の皆様は、所管の事務所からWEBにて御参加頂きます

(3) 内 容 : 河川協力団体からの活動報告

活動上の課題などに関する意見交換

### 【河川協力団体について】

- ・河川管理者と連携して活動する団体として法律上位置付け、自発的な活動を促進させ、河川管理のパートナーとして活動頂くことにより河川管理の充実を図る制度です。
- ・河川協力団体に指定されると、活動する為に必要な河川法上の許可等が簡素化され、河川管理者が特に必要と認める場合は、河川管理施設の維持や、除草等の委託を受けることも可能です。



“清流”荒川を考える流域ワークショップ(新潟県・荒川)



薔薇人の会(長野県・千曲川)

### 【同時発表記者クラブ】

新潟県政記者クラブ  
新潟県政記者クラブ  
富山県政記者クラブ  
石川県政記者クラブ  
福島県政記者クラブ  
長野市政記者クラブ  
長野県庁会見場

### 【問合せ先】

国土交通省 北陸地方整備局

河川部 河川管理課長 鈴木 忠彦

河川保全専門官 酒向 秀典

電話 025-370-6769 (河川管理課 直通)

# R3北陸河川協力団体一覧表

別紙

団体所在	団体の名称	活動河川名	今までの主な活動の概要	所管事務所
新潟県 村上市	”清流”荒川を考える流域 ワークショップ	荒川	毎年4月に地元の市民や小中学生も含めた1000人規模の参加者による清掃イベントを開催しています。また、桜つつみの維持管理も実施しています。	羽越
新潟県 関川村	公益財団法人 関川村自然環境管理公社	荒川	「フラワーパーク」として、広大な菜の花畑・コスモス花畑の整備のほか、関川村が占有している河川敷施設の維持管理を行っています。	羽越
新潟県 村上市	神林さくらの会	荒川	「神林桜つつみ」の維持管理(除草、桜の手入れ)を長年実施しています。また、「清流」荒川の河川清掃や環境学習の協力を通じて河川環境の保全・向上に取り組んでいます。	羽越
福島県 会津若松市	阿賀川・川の達人の会	阿賀川 日橋川 湯川	河川敷除草・清掃等のほか、希少種のオキナグサ等の保全活動、アレチウリ等の外来種駆除作業、子供達に川遊びを教える活動や総合学習支援等を行っています。	阿賀川
福島県 会津若松市	特定非営利活動法人 会津阿賀川流域ネットワーク	阿賀川 日橋川 湯川	河川敷除草・清掃等のほか、希少種のイトヨやジャコウアゲハ等の保全活動、自然再生モニタリング調査、総合学習支援等を行っています。	阿賀川
新潟県 新潟市	北陸建設振興会議 NPO研究委員会	信濃川 関屋分水路	毎月の河川敷清掃活動や花壇の植栽等の美化活動のほか、「親子で学ぶ防災見学会」「治水歴史巡り」等の啓発・文化活動に取り組んでいます。	信濃川 下流
新潟県 燕市	特定非営利活動法人 分水さくらを守る会	大河津分水路	大河津分水路の桜並木の剪定や清掃、高水敷の除草等に取り組んでいます。	信濃川
新潟県 長岡市	NPO法人 水環境技術研究会	信濃川 大河津分水路 魚野川	主に信濃川を題材とした河川環境や防災に関する講演会・啓発活動に取り組んでいます。	信濃川
新潟県 燕市	NPO法人 信濃川大河津資料館友の会	信濃川 大河津分水路	大河津分水路や信濃川をテーマとした各種講座や講演会の開催のほか、資料館のボランティアガイド、資料館周辺の清掃や庭木の剪定等を行っています。	信濃川
新潟県 長岡市	一般社団法人 長岡市緑地協会	信濃川	長岡市の「花いっぱいフェア」等を通じて市民対象の緑化相談や、小学生の環境学習出前講座、生物多様性や環境保全の実践例の紹介等の活動を行っています。	信濃川
新潟県 長岡市	特定非営利活動法人 UNE	信濃川	市民や障がい者施設利用者等との農作業体験と合わせて、河川敷内の除草や清掃を実施しています。また、河川敷内の不法投棄の監視や、一般市民を対象とした河川の安全利用講習、環境学習、川のマップづくり等を実施しています。	信濃川
新潟県 南魚沼市	しゃくなげ湖畔を楽しむ会	三国川	三国川ダム周辺の花植えボランティアやウォーキングイベントを通じた環境維持活動をはじめ、ダムの役割や自然環境に関する知識の普及を行っています。	三国川 ダム
長野県 上田市	上田水辺プラザ整備連絡 協議会	千曲川	上田水辺プラザの「川の駅」において日常的に除草・清掃等を行っているほか、河川環境学習会を開催しています。	千曲川
長野県 長野市	小森の千曲川に架かる石土手 を後世に継ぐ会	千曲川	江戸時代に作られた歴史的遺構の「小森の石土手」の保全や周辺の除草等に取り組んでいます。	千曲川
長野県 上田市	信州上田千曲川少年団	千曲川	子供達の河川環境学習や川遊び・体験学習を行っています。	千曲川
長野県 埴科郡坂城町	薔薇人の会	千曲川	さかき千曲川バラ公園の維持管理、堤防除草及び清掃を行っています。	千曲川
新潟県 上越市	新潟県立高田農業高等学校	関川	高水敷や堤防除草の刈草を集草し、学校で飼育している家畜の飼料として活用されています。この取り組みにより刈草の飛散や堆肥化の抑制等にも寄与しています。	高田
新潟県 糸魚川市	特定非営利活動法人 徳合ふるさとの会	関川	河川敷においてコスモス花畑の整備とともに、除草や清掃などの河川の美化活動に取り組んでいます。また、近隣小学校の総合学習にて、河川におけるボランティア活動について積極的に紹介を行っています。	高田
富山県 立山町	常願寺川の清流と桜を愛する会	常願寺川	桜つつみの剪定や害虫防除、河川敷の除草や清掃、小学生も参加の水質調査等を行っています。	富山
石川県 小松市	梯川協議会	梯川	小松市の市街地を流れる梯川において、「①美しい川を守り育てる。②川に集まり賑わう。③川に学びふれあう。」を活動の目標とし、地域の学校や町内会等と連携して活動しています。	金沢

### ■河川協力団体制度とは？

- ◆ 河川協力団体制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO等の民間団体を支援※するものです。 ※許可の簡素化等
- ◆ 河川協力団体としての活動を適正かつ確実に行うことができると認められる法人等が対象となり、河川管理者に対して申請を行います。申請を受けた河川管理者は、適正な審査のうえ、河川協力団体として指定します。
- ◆ 河川協力団体は、以下のような活動を行います。



#### ①河川管理者に協力して行う河川工事又は河川の維持



河川敷清掃



ビオトープの整備

#### ②河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供



船による監視



シンポジウムの開催

#### ③河川の管理に関する調査研究



外来種調査



鳥類調査

#### ④河川の管理に関する知識の普及及び啓発



マイ防災マップづくり



安全利用講習

#### ⑤上記に附帯する活動

### ■河川協力団体制度のねらいは？

- ◆ 河川協力団体として指定し、河川管理者と連携して活動する団体として法律上位置付け、自発的な活動を促進させ、河川管理のパートナーとして活動していただくことにより、地域の実情に応じた多岐にわたる河川管理の充実を図るものです。

# ■河川協力団体に指定されると

## ◆許可等が簡素化されます

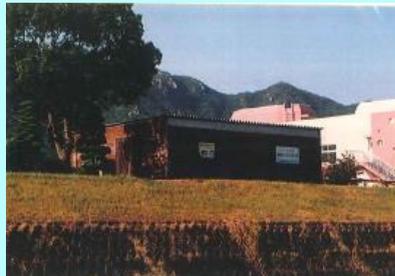
河川協力団体が活動するために必要となる河川法上の許可等※について、河川管理者との協議の成立をもって足りることとなります。

- |   |                    |   |
|---|--------------------|---|
| ※ | • 工事等の実施の承認        | ⇒ 河川法第20条                               |
|   | • 土地の占用の許可         | ⇒ 河川法第24条                               |
|   | • 土石以外の河川産出物の採取の許可 | ⇒ 河川法第25条後段                             |
|   | • 工作物の新築等の許可       | ⇒ 河川法第26条第1項                            |
|   | • 土地の掘削等の許可        | ⇒ 河川法第27条第1項                            |
|   | • 権利の譲渡の承認         | ⇒ 河川法第34条第1項(第24条及び第25条後段の許可に係る部分に限る。)) |

例) 現状においては、河川法第24条、第26条の許可が必要になります



市民団体による看板設置事例(太田川)



市民団体による活動拠点の整備事例(佐波川)

## ◆場合によっては委託を受けることが可能になります

河川管理者が特に必要と認めるときは、河川管理者から河川管理施設の維持、除草等の委託を受けることも可能となります。

なお、委託先については、公募等の適正な手続きを経て選定を行う予定です。

【従前】

地方公共団体にのみ委託可能

拡大

【現在】

国土交通省令で定める要件に該当するものに委託可能

### 《委託の例》

#### ①「河川管理施設の維持」

例) 堤防上の草刈り



堤防除草

#### ②「その他これに類する河川の管理に属する事項」

例) 河川敷の掘削、魚道の改良



ビオトープの整備



魚道の改良